

特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト（以下「当法人」という。）定款第18条第3項の規定に基づき、当法人の役員の報酬について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、当法人の理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 当法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員への報酬を支給しないものとする。
ただし、旅費その他の実費については支給することができる。

(補則)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成____年____月____日から施行する。